

「潟上市子ども・子育て支援事業計画」(案)の概要

1. 計画策定の趣旨

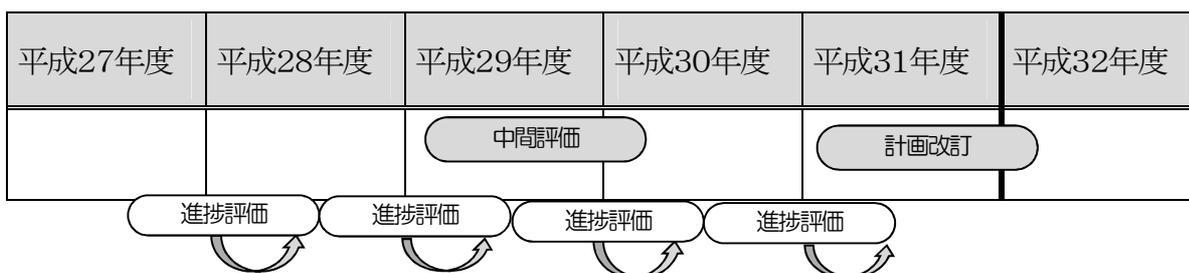
平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。本市においても、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、市民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「潟上市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長(平成37年3月31日まで)されたことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。



4. 基本理念と基本目標

基本理念

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

基本目標

1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進
3. 仕事と生活の調和の促進
4. その他の支援事業の推進